

令和7年4月4日

郡市区等医師会御中

大阪府医師会
(公印省略)

厚生労働省「令和7年度働き方改革推進支援助成金」団体推進コースについて

平素は本会事業の推進に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり、日本医師会より通知がありました。

厚生労働省が実施する今年度の働き方改革推進支援助成金については、業種別課題対応コースを含め4コースがあります。その内、今回、「団体推進コース」について情報提供するものです。

本コースの用途としては、中小企業事業主の団体や、その連合団体（以下「事業主団体等」といいます）が、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主（以下「構成事業主」といいます）の労働者の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施した場合に、その事業主団体等に対して助成するものです《註①》。

交付の要件や詳細については、日本医師会の添付資料をご参照ください。本助成金に係る交付申請書の提出締切は令和7年11月28日(金)ですが、国の予算額に制約されるため、11月28日以前に予告なく受付を締め切る場合があるとのことです《註②》。

なお、本資料の内容に係る疑義および申請書類等の提出は、所在地を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にお問い合わせください。

(参考：大阪労働局雇用環境・均等部 06-6941-4630)

つきましては、貴会におかれてもご了知賜りますようお願いいたします。

註①：対象の位置付け

- ・ 事業主団体には一般社団法人(含む、公益社団法人)も該当しますので、都道府県医師会および郡市区医師会が相当します。
- ・ 構成事業主は、医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院については常時使用する労働者数が300人以下の場合は、中小企業事業主に該当します。

註②：本助成金に関する詳細

- ・ 本助成金に関する詳細は、下記、厚生労働省のサイトに掲載されています。申請様式、申請マニュアル、交付要綱等は下記サイトよりダウンロードをお願いします。

記

厚生労働省「働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）」

掲載箇所：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200273.html>

【担当】大阪府医師会 地域医療課
(TEL:06-6763-7012)